

そ の 他

車 種 別 C O ₂ 排 出 量

は燃費基準が定められている車種

保有
台
数

	<2.5 t 以下>	<2.5 t 超>	
乗 用 車	貨 物 車		特種車、バス等
約5,000万台	約1,900万台		約500万台

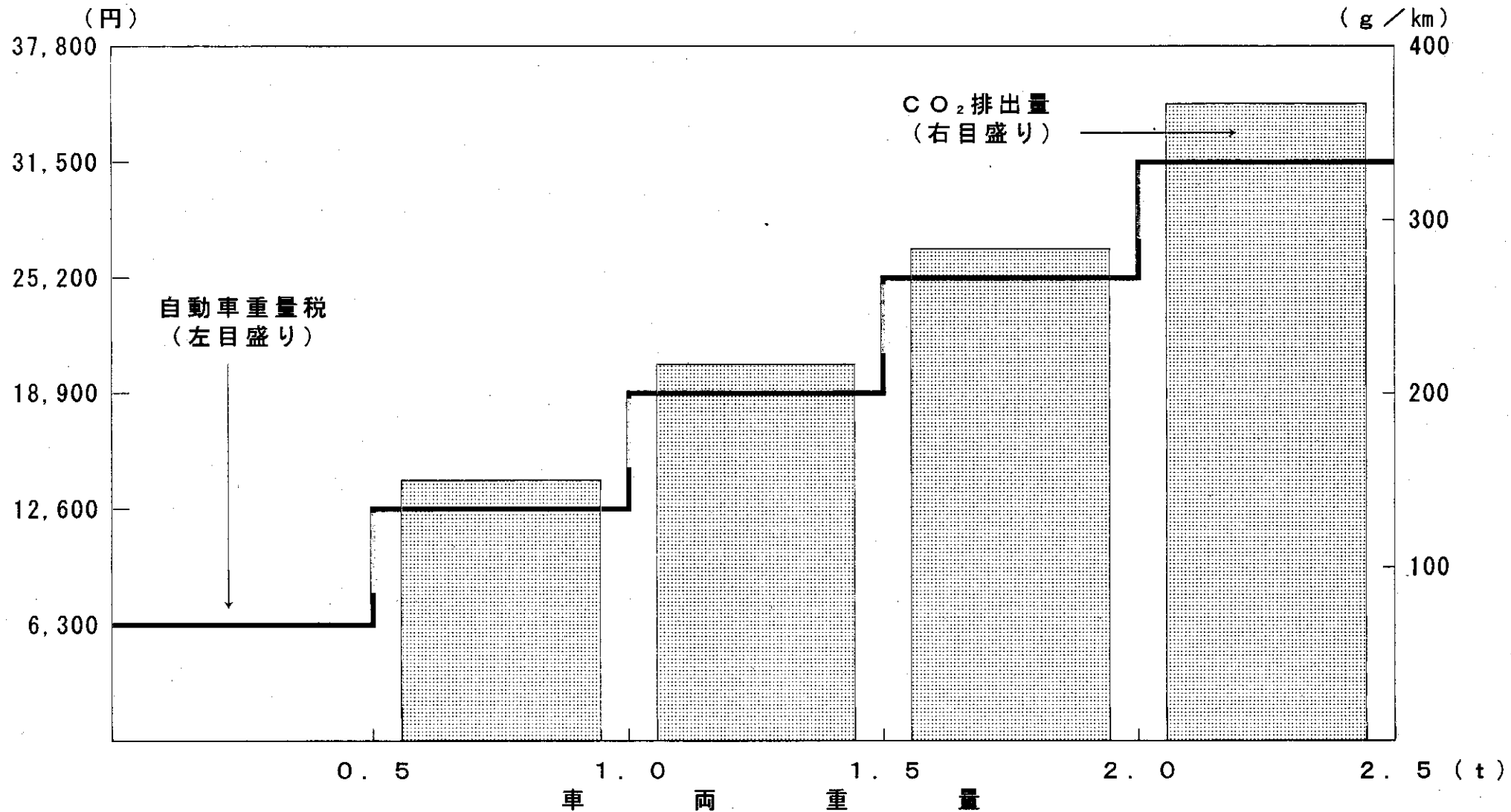
特種車、バス等
4.2%

C O ₂
排出量

乗用車（含むバン等）	貨 物 車	
62.5%	33.3%	

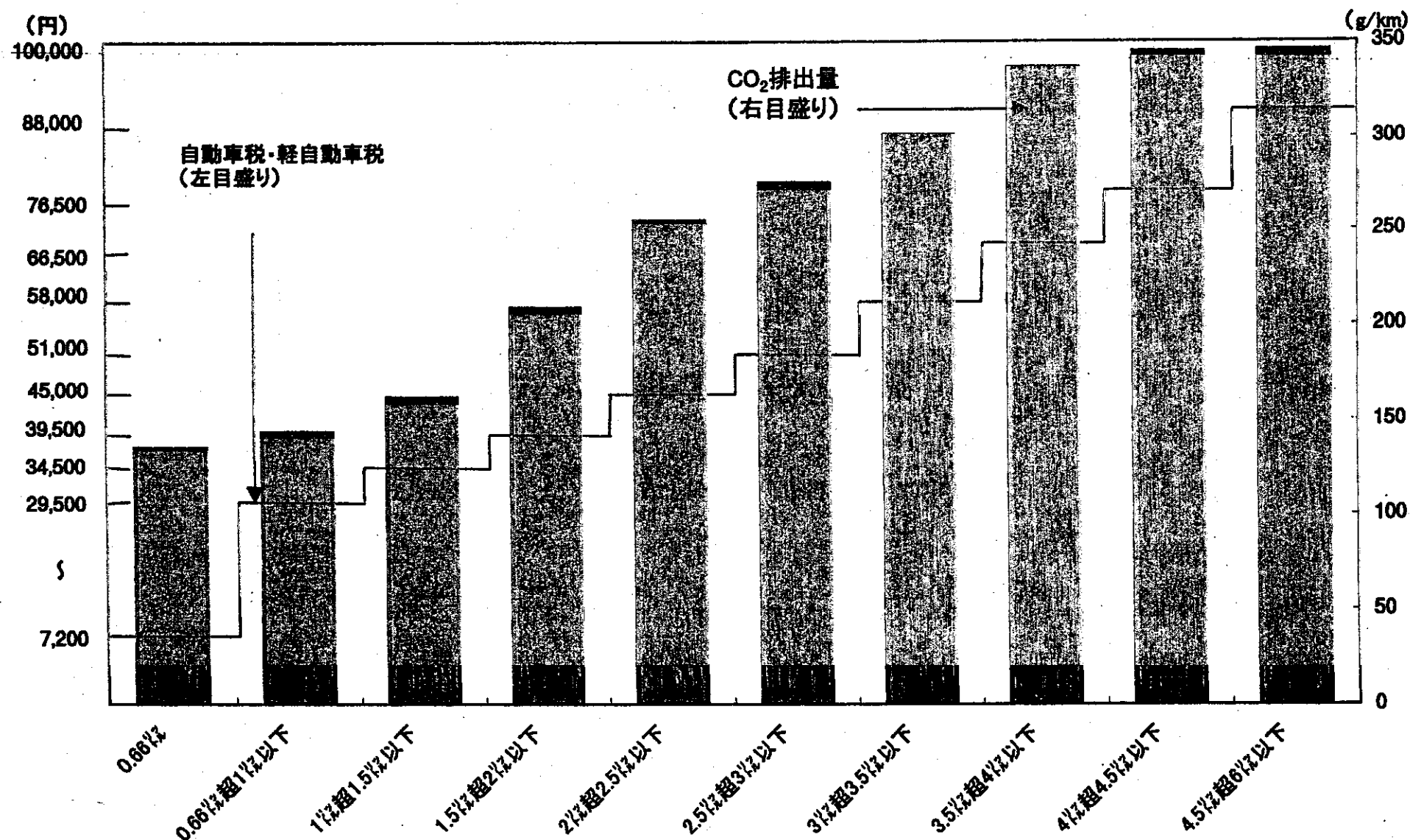
- (注) 1. 保有台数は、運輸省「自動車保有車両数」による平成10年度末現在の保有台数である。
2. C O ₂排出量は、運輸省調べによる平成9年度のC O ₂排出量である。

自動車重量税とCO₂排出量の関係



- (注) 1. 運輸省「乗用車等燃費一覧」(平成11年3月)に基づき作成。
 2. CO₂排出量は、車両重量別に区分したガソリン乗用自動車(AT車)の1km走行におけるCO₂排出量の平均値。

自動車税・軽自動車税とCO₂排出量との関係

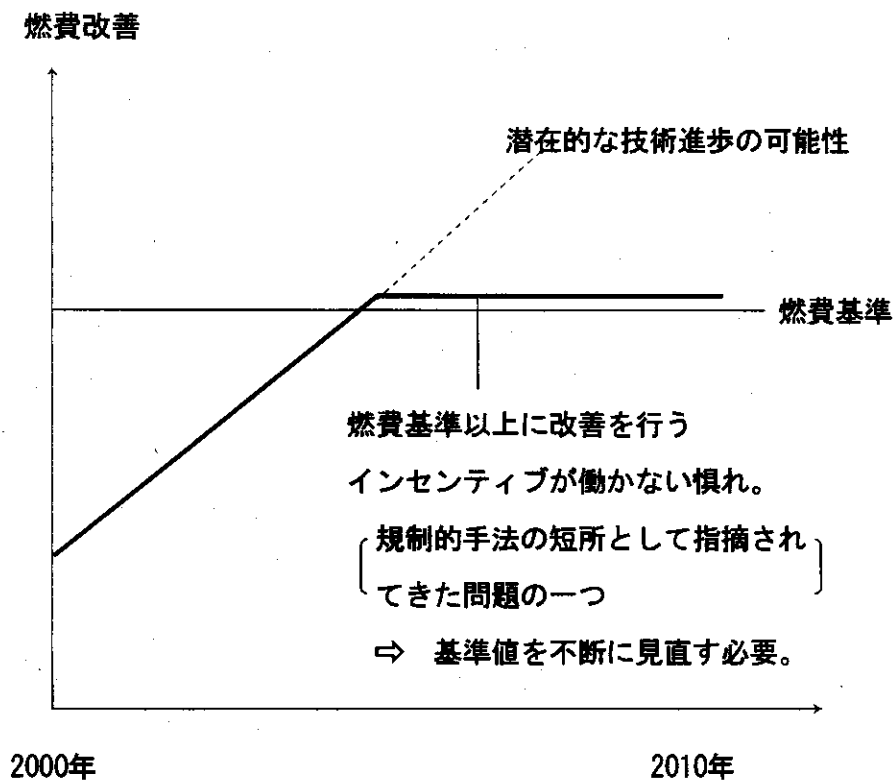


図CO₂の平均排出量(g/km) 自動車税・軽自動車税額(円)

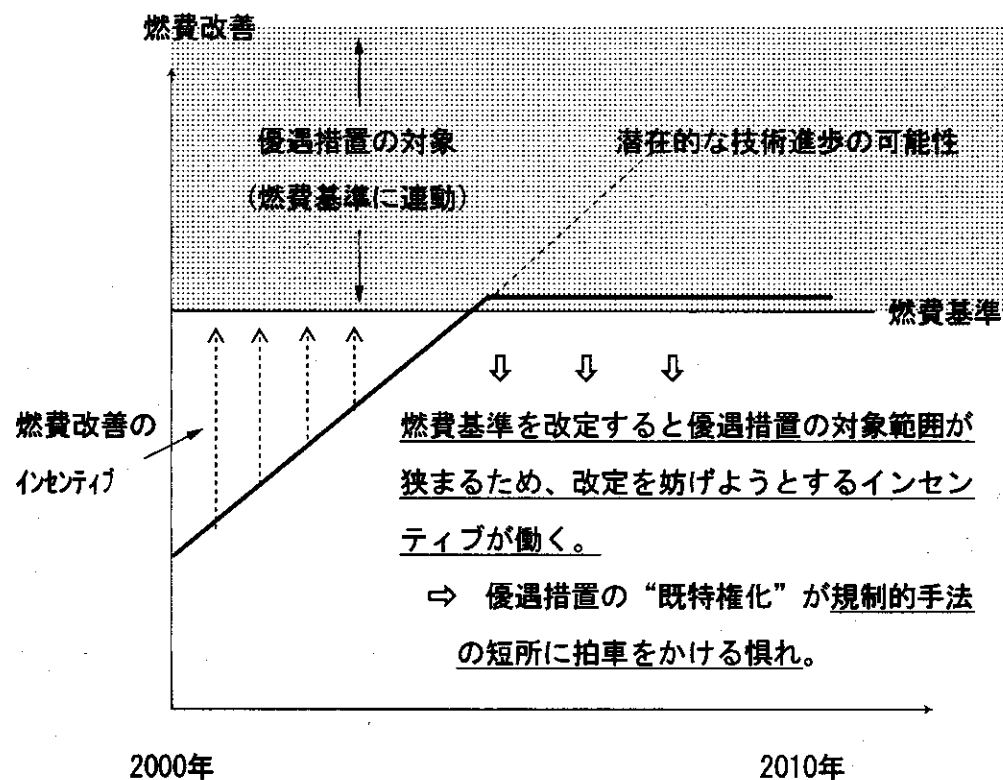
- (注) 1. 運輸省「乗用車等燃費一覧」(平成11年3月)に基づき作成。
 2. CO₂排出量は、総排気量別に区分したガソリン乗用車(AT車)の1km走行におけるCO₂排出量の平均値。

燃費基準に連動した税制上の優遇措置の問題点

(i) 燃費基準（規制的手法の一種）を（単独で）用いる場合



(ii) 燃費基準適合車に税制上の優遇措置を講ずる場合



(注) 燃費基準については、省エネルギー技術の水準その他の事情を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとされている（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第18条第2項）。

平成 1 1 年度税制改正による低燃費車・低公害車に係る自動車取得税の軽減措置

低 燃 費 車

○一定の燃費基準を満たす低燃費車に係る特例措置の創設

- ・対象車
新燃費基準（2010年基準等）達成車
- ・特例措置の内容
課税標準（自動車の取得価額）から
30万円を控除

低 公 害 車

○税率（自家用5%、営業用3%）から下記の率を控除

- ・電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車（バス、トラック）
2.4%→ 2.7%
- ・ハイブリッド車（乗用車）
2.0%→ 2.2%

排 出 ガ ス 規 制 ・ N O x 法 関 係

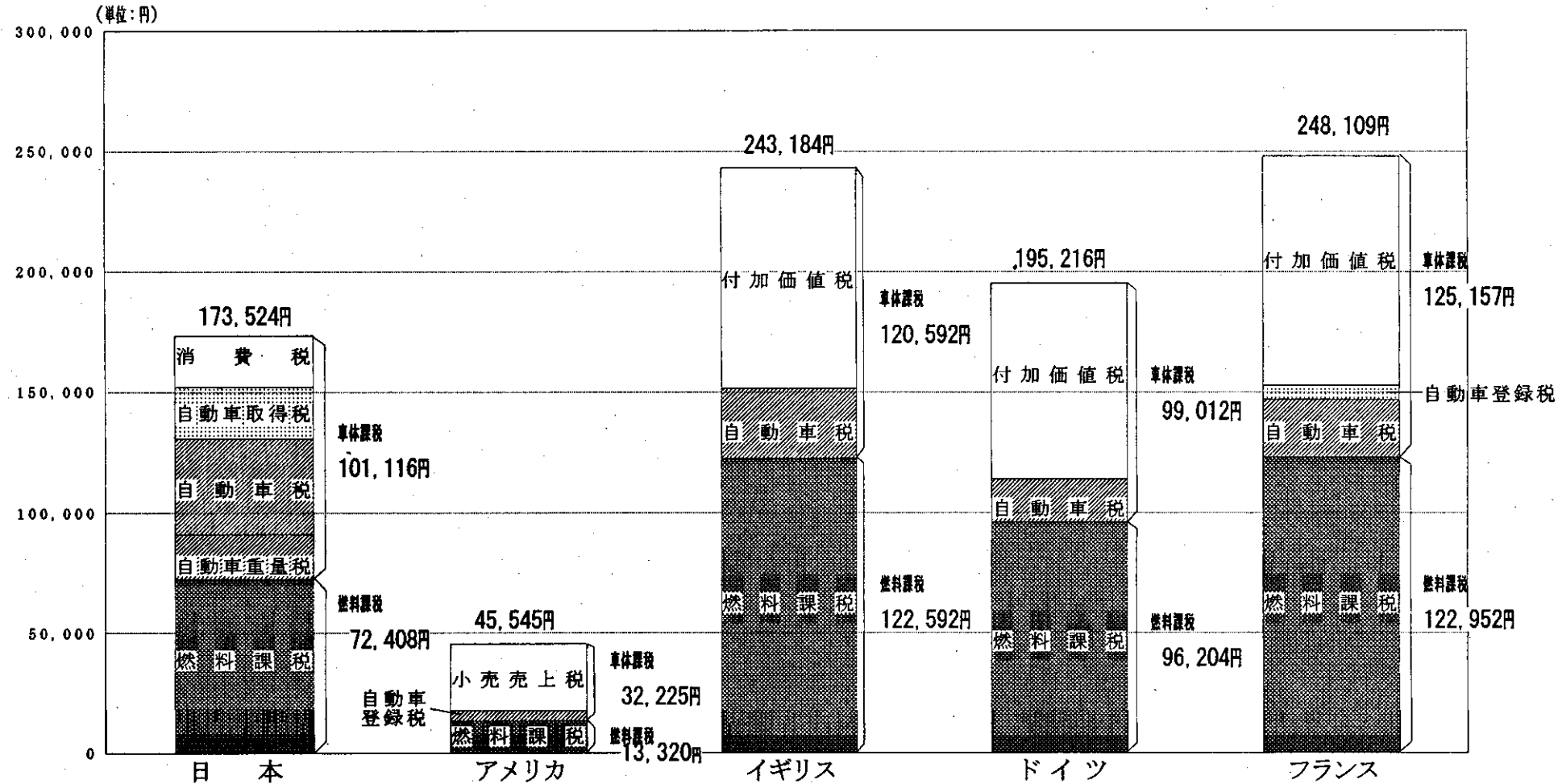
○平成 1 2 年排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置の創設

○NOx法の特定地域での基準適合車への買換え

- ・特例の適用対象となる自動車の範囲に平成 1 2 年排出ガス規制適合車を追加

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）

（2000ccクラスの自家用乗用車の例）



（前提）車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓ、平成11年1月現在の税率

車体価格：日本 2,691,150円、アメリカ 18,646ドル、イギリス 19,260ポンド、ドイツ 52,800マルク、フランス 167,634フラン

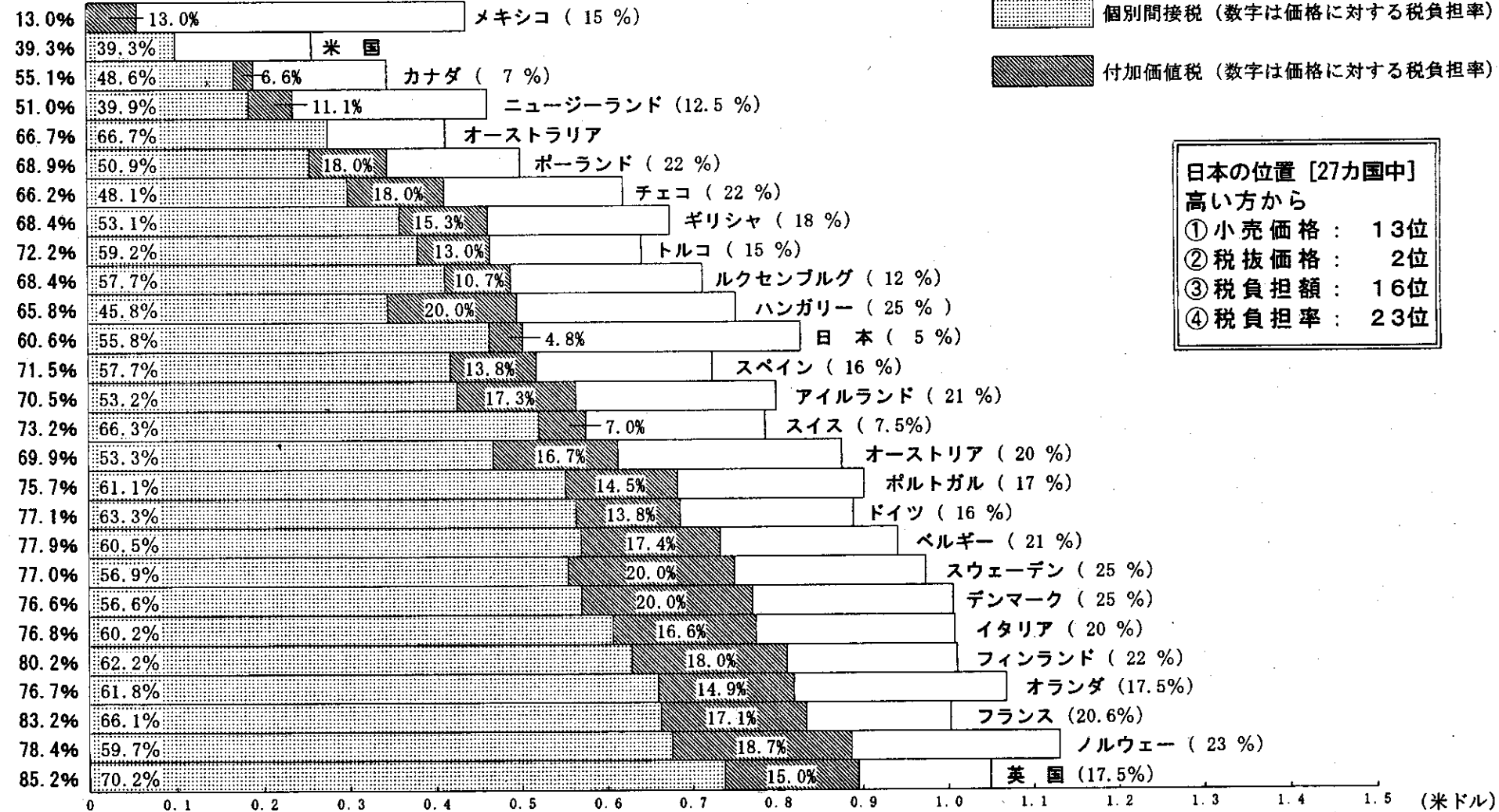
燃料価格：日本 94.6円/ℓ、アメリカ 34.1セント/ℓ、イギリス 61.9ペンス/ℓ、ドイツ 1.57マルク/ℓ、フランス 6.647フラン/ℓ

為替レート：アメリカ 1ドル=118円、イギリス 1ポンド=192円、ドイツ 1マルク=67円、フランス 1フラン=20円

OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）

税負担額順

(税負担率)



日本の位置 [27カ国中]

高い方から

- ① 小売価格 : 13位
- ② 税抜価格 : 2位
- ③ 税負担額 : 16位
- ④ 税負担率 : 23位

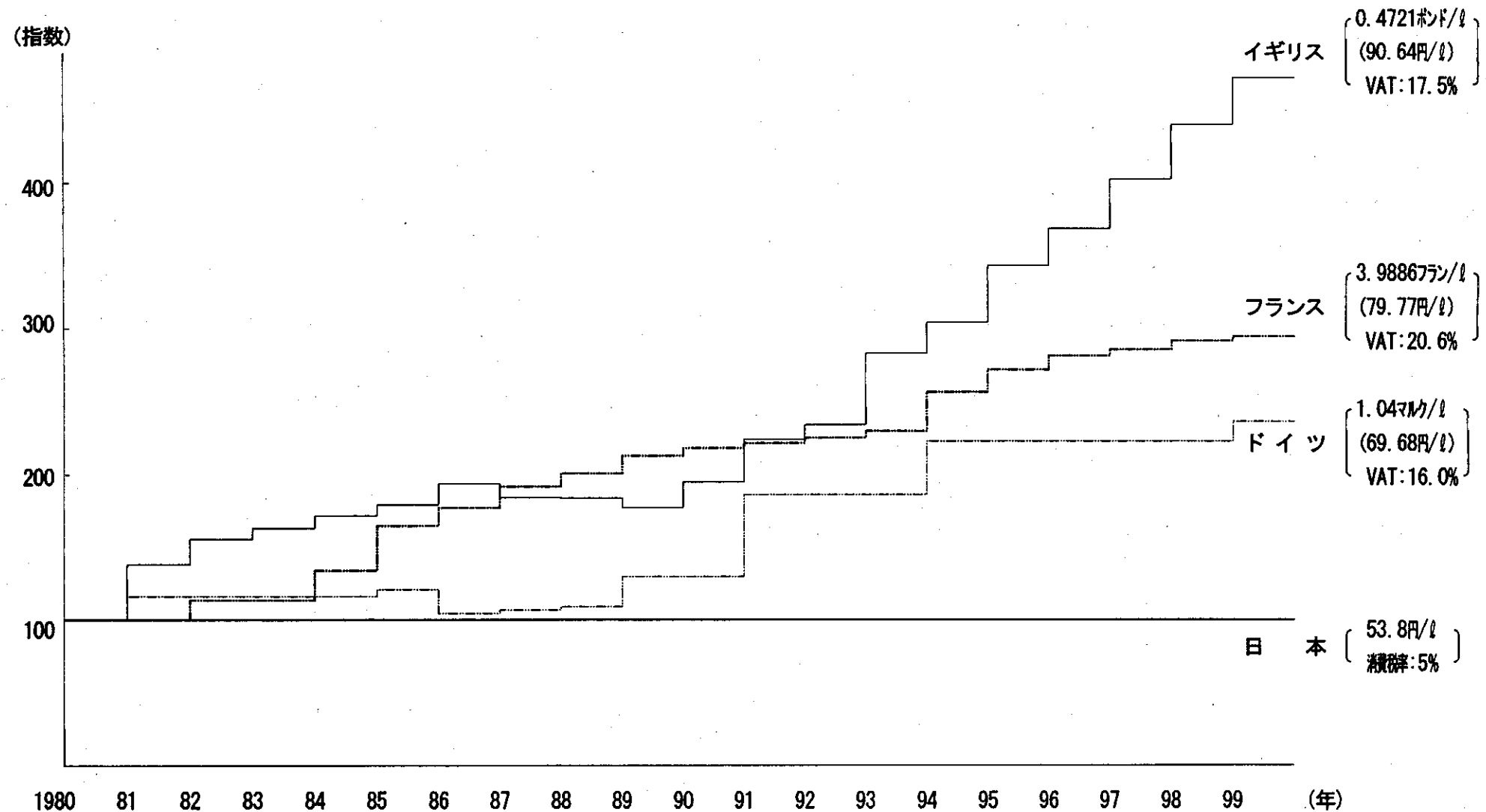
出典：IEA「エネルギー価格と税（1999年第1四半期）」。上記の内、ニュージーランドは、1998年第4四半期のデータである。

(注) 1. 我が国の消費税は付加価値税に、米国の小売売上税、オーストラリアの卸売売上税は個別間接税に区分している。

なお、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

2. 我が国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は62.7%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）



- (注) 1. 税率は各年末値による。ただし、1999年については10月現在の税率。
2. 英では87年、独では86年以前は有鉛・無鉛の税率、以後有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。
3. 換算レート：イギリス 1 ポンド＝192 円、ドイツ 1 マルク＝67 円、フランス 1 フラン＝20 円。